



《リスクマネジメント実践講座》

製品事故対応への体制整備と実務上の留意点

— 平時の取組みのポイント、事故発生時の諸対応、法的責任に係るリスク管理

- 日 時 ● 2008年 7月 16日 (水) 13:00~17:00
- 会 場 ● 東京・表参道『ホテルフロラシオン青山』TEL: 03-3403-1541

解 説

西村あさひ法律事務所 パートナー/弁護士 尾崎 恒康 氏

【講師紹介】

1994年、東京大学法学部卒。1996年、検事任官。東京地検特捜部検事、法務省大臣官房行政訟務課付検事、総務省行政管理局課長補佐等を歴任し、2005年7月、退官。同年8月、弁護士登録。西村あさひ法律事務所勤務。2008年1月よりパートナー。検事任中は、経済犯罪の捜査公判、大型行政訴訟、法令の企画立案等に携わる。現在は、主として、行政・税務争訟をはじめとする訴訟・紛争案件のほか、企業不祥事等にかかる危機管理案件などに取り組む。

◆ 開催にあたって

昨今相次ぐ製品事故の発生・拡大を防止するために「改正消費生活用製品安全法（消安法）」が施行され、多くの企業は消費者保護の意識を高め、重大事故につながりかねない不良品に素早く対応する体制を整えつつあります。しかし、最近では世界規模で発生する不具合や、製品の経年劣化に起因する事故など、新たなリスクも顕在化してきており、製品事故対応への体制整備を一段と図っていく必要があるといえます。

そこで本講座では、製品事故に備えた平時の取組みの留意点や、事故発生時各場面における対応ポイントについて実践的に解説するとともに、法的責任に係るリスク管理や事後対応についても考察していきます。

《詳細は裏面をご覧ください》

社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

FAX 03-5215-0951

●受講料● 1名 (税込、資料代含む)

正会員	31,500円	本体価格 30,000円
一般	34,650円	本体価格 33,000円

●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてに FAX または E-mail にてお送りください。後日、受講票・請求書をお送り致します。

●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕をご参照下さい。

社団法人企業研究会
担当：上島 E-mail kamijima@bri.or.jp
〒102-0083
東京都千代田区麹町 1-6-2 アーバンネット麹町ビル 6F
TEL 03-5215-3516 FAX 03-5215-0951



社団法人 企業研究会
Business Research Institute
(略称: BRI)

081151-0403		2008.07.16	
[申込書] 製品事故対応への体制整備と実務上の留意点			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属	
		役職	
ご氏名	フリガナ	所属	
		役職	
ご氏名	フリガナ	所属	
		役職	

*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

製品事故対応への体制整備と実務上の留意点

7月 16日(水)

● プログラム ●

- 解説 -

13:00

■講師 西村あさひ法律事務所 パートナー/弁護士 尾崎 恒康 氏

I. 製品事故発生に備えた平時の取組みにおける留意点

- (1) 製品事故発生により想定されるリスク
- (2) 事故情報を適切かつ正確に収集・把握するための体制整備
 - ・対応窓口の設置、事故通報対応マニュアルの策定
 - ・製品事故に関する法令知識、社内体制等の周知・徹底
- (3) 収集・把握した事故情報を迅速かつ正確に伝達し、適切な対応に繋げるための体制整備
 - ・トップ直属の対策部門（製品安全、品質保証）の設置と事故情報の集約
 - ・事故情報処理にかかる社内規程類・マニュアルの整備と周知
- (4) 迅速かつ実効性ある調査実施のための体制整備
 - ・有事における調査体制の検討・構築
 - ・取引先との連携・協力体制の構築

II. 製品事故の原因究明調査における留意点

- (1) 調査の目的
- (2) 必要な調査事項
- (3) 実際の調査にあたって

III. 行政当局への調査結果報告における留意点

- (1) 「製品事故」、「重大製品事故」該当性の判断
 - ・10日間調査をし尽くしたが、事故原因が特定しない場合
 - ・消費者による製品の誤使用や目的外使用が原因で発生した事故の場合
 - ・いわゆる「経年劣化」が原因とされる事故の場合
- (2) 主務大臣への報告
 - ・体制整備命令発動とその対策
 - ・海外で発生した重大製品事故の場合
 - ・任意の事故報告を行なう場合

IV. 消費者への情報開示・製品の回収等の措置における留意点

- (1) 製品事故再発・拡大を防ぐための施策の実施
- (2) リコールにおける留意点

V. 製品事故に関する各種法的責任に係る事前リスク管理・事後対応

- (1) 事業者が負う民事上の責任 ～ PL責任、契約責任など
- (2) 役員等が負う民事上の責任 ～ 消費者に対する責任、株主代表訴訟など
- (3) 行政上の責任、刑事上の責任
- (4) 各法的責任に係る事前リスク管理・事後対応における留意点

VI. その他の各種対応

- (1) インサイダー取引規制との関係
- (2) 適時開示義務との関係
- (3) その他

17:00